

要介護認定を受けている方の税控除

介護保険要介護認定者の障害者控除及び特別障害者控除について

年齢が満65歳以上で介護保険の要介護認定を受けている方のうち、一定の要件(以下の表を参照)を満たす方に「障害者控除対象者認定書」を交付します。

この認定書により、平成20年分の所得税及び平成21年度分道町民税の申告(確定申告)時に、障害者控除又は特別障害者控除を受けることができます。

ただし、身体障害者手帳もしくは療育手帳の交付を受けている方は、申告の際にその手帳を提示することで控除を受けられますので、認定書は必要ありません。

[認定書の交付の要件]

控除区分	障害者控除対象者	要介護度 ※	日常生活自立度 ※	
			障がい高齢者	認知症高齢者
障害者控除	知的障がい者(軽度・中度)に準ずる障害者控除対象者	要介護1～3	—	II以上
	身体障がい者(3級～6級)に準ずる障害者控除該当者	要介護1～3	Aランク以上	—
特別障害者控除	知的障がい者(重度)に準ずる障害者控除対象者	要介護3～5	—	III以上
	身体障がい者(1級～2級)に準ずる障害者控除該当者	要介護3～5	Bランク以上	—
	寝たきり高齢者に準ずる障害者控除対象者	要介護4～5	Cランク以上	—

※ 基準日は平成20年12月31日現在。(基準日以前に死亡している場合は死亡月日を基準日とします)

注) 要介護認定を受けていない方、または介護度が「要支援1・2」の方は対象になりません。

▶申請に必要なもの

申請書、印鑑、介護保険被保険者証(青い被保険者証です)

▶申請書設置及び受付場所

役場総合窓口、すこやか健康センター、天売・焼尻支所

▶申請の受付開始

平成21年1月13日(火)から開始します。

※電話による、認定書交付の対象になるかどうかの照会はお受けできませんのでご了承ください。



☎ お問い合わせ 【障害者控除については】 財務課税務係 ☎ 62-1211(内線256)

【認定書の交付に関することは】 福祉課介護保険係 ☎ 62-6020